

人間としての償いです。少年院、刑務所に何年入っていても償いにはなりません。生きているのですから。

少年院、刑務所は全て無料。使われるのは私たち被害者も払っている税金です。また、無料の国選弁護士が付きます。被害者側は自分のお金で弁護士さんを頼みます。すべて自分のお金です。お金がなかったら葬式もできません。少年院、刑務所は無料の職業訓練所です。少年院は処遇ではなく保護更生を建前としているのです。少年院で2、3年教育して真人間に戻くらいなら子どもが強盗殺人なんてやりますか。主犯格の青年も少年院を出ていなかったら息子は殺されることはなかったのです。悪い奴に対しての刑罰がすべて軽すぎると母は司法を恨みます。

3. 死刑制度について

日本において、なぜ死刑制度は存置させるべきなのか、死刑執行停止を求める日弁連による活動には問題がないのか、日本において死刑はどのように執行されてきたのか。弁護士5人が意見を述べました。

元検察官からみる死刑

山田 廣

私は、4年ほど検察官をしておりました。検察官は、殺人や強盗殺人などの凶悪事件では、事件の発生からまもなく犯罪現場を目の当たりにし、遺体の解剖に立ち会います。凶悪事件の現場は、惨いの一言に尽きます。目を背けたくくなるような遺体の惨状です。解剖時、遺体の顔は、苦しみで歪んだままです。いくら経験しても解剖が終わった後、事務官と一緒に検察庁に戻るときは、しばらく口をきく気力もわきません。

遺族にお会いすると、涙を流しながら重い口をやっと開き、悔しい思いを切々と語ります。また事件現場の様子を教えてくださいと言われますが、どうしたらよいか迷うこともあります。遺族の無念さに接し、心の底から怒りが湧いてきます。人を殺めておいて、命の価値や重みを何ら顧みない被疑者に対し、被害者は当然ながら死刑を求めます。ごく自然な応報



何年か前、少年犯の弁護士は「人命は地球より重いから死刑は反対」とか、また、「人を殺しては駄目」と言ったとか。最初に殺された被害者は人ではないのですか。人間ではないのですか。虫けらですか。いいえ息子は人間です。まだ生きていたかったです。

この13年間、私は癌を2度も手術し、その他、年相応に体の調子も悪くなりましたが、息子の分まで生きることが供養と思い「コンチクショウ」と空元気で生きています。若いとき、しっかりと働き貯めたお金で今は老人ホームで生活しています。そしてあすの会の遺族、仲間にも励まされ支えられて元気をもらっています。人間としての最大の不幸は罪のない我が子を殺された親です。母親です。

感情です。

死刑制度については、昭和23年の最高裁判決により、日本国憲法は死刑の存置を想定し、死刑の威嚇力によって一般予防をし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根元を絶ち、もって社会を防衛しようとしたものとされ、また永山事件判決でも、罪刑均衡の見地からも一般予防の見地からも、極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択も許されるとされました。刑罰の特別予防の見地から、矯正不可能な凶悪犯には、再犯可能性を完全に根絶する手段として死刑は認められるというのが判例の考え方です。死刑制度については、実に国民の85.6パーセントもの多数が支持しています。

ところで、私は死刑を存置する実質的な根拠を、日本人の道徳観を根本に据えるべきと考えています。つまり、長い歴史の中で培われた社会秩序や人倫的文化を維持するためには、場合によっては死刑をもって行為者を社会から排除しなければならないということです。

これだけの大多数の国民が死刑を支持するということは、わが国において、社会的秩序と人倫的文化の維持のために、死刑は絶対的に必要であるということが、国民的道徳観として定着していることを示しています。江戸時代に法制化されたあだ討ちは、多くの市民から賞賛、支持され、明治6年まで継続しております。日本人の精神性の中には、他人の命を奪った場合、場合によっては自らの命をもって償うべきである

という、道徳観が根底に横たわっているのです。

被害者の応報感情の発露は、単なる遺族固有の感情ではありません。最愛の家族が惨殺されたとき、被害者の心の底から搾り出される犯人に死刑を求める声は、国民的道徳観に支えられた、国民としての応報感情そのものです。これを被害者が代弁しているに過ぎないと理解すべきです。

裁判で、被告人は「生きて償いたい」と言います。しかし被害者は、「被告人の命をもって償って欲しい」と考えます。これが被害者の気持ちであることを、弁護士として理解すべきです。命の価値が平等というなら、他人の命を理由もなく奪った者に対して、死刑という刑罰を科す機会がないとすれば、それは亡くなった者の命の価値を、犯人の命の価値より軽く扱うに等しく、とうてい日本人の道徳観に合致するものではありません。

裁判では事実の認定は慎重になされるべきですが、犯罪に見合った適正な刑罰を決することが裁判の肝であることは論を待ちません。刑罰という国家的な非難の対象は、あくまでも犯罪の事実そのものです。内心が全く不明の反省の弁や、予想もできない被告人の将来の更生を考える前に、まず罪刑の均衡を保つことが必要であり、場合によっては死刑をもって臨む、これを国民は刑事裁判に求めています。

被害者参加弁護士の体験に思う

川上 賢正

私は平成13年から民間の福井犯罪被害者支援センターの事務局長をしております。元々は弁護士ですが、それから徐々に犯罪被害者の声を聞くことが多くなり、これは本当なんだなど、どちらがバランスなのかなと言うこと、実際に私が体験したようなことをかいつまんでお話しさせていただこうと思います。

私は弁護士25年目ですが、以前は刑事弁護をしていました。20数年前、殺人事件の刑事弁護をしたことがあります。女性が男性を刺した。刑事弁護人です。殺意はほとんど間違いないので刑事弁護人がとった選択肢は情状です。その中で動機がどうなのかということを考えなければならぬ。いかに被害者の男がどうしようもない男で、加害者の女性はやむなく刺したのだということを経験として考えました。今、思えばそれ自体が誤っていると思いませんでしたが、その戦術に従って被告人質問をしました。被告人に対し、殺害の状況について順を追って聞きます。もちろん嘘を言っているつもりはありません。調書に基づ



いてしつこく、「この時あなたは被害者にどう言われましたか。その時あなたはどのように返しましたか。どうだったの。何があったの」。そういうことをして佳境に入ってきた時、シーンとした中でいきなりうしろの傍聴席から「この弁護士うそつきです」と喚いている人がいた。びっくりしました。参加制度はありません。裁判官はどう言ったと思いますか。「静粛に。静粛に。退廷させますよ」と言いました。これが当時の状況です。推測するにその方は被害者の奥さんだったのだろうなと思いました。「あーこれだ」と。「死人に口なしというのはこういうことだ」と。

被告人の調書はありますが殺害された被害者の調書はないのです。被害者は、当時は傍聴です。「違います」と言ったら退廷させられるのです。それが現実だななど。それは私がずっと刑事弁護する中でトラウマとなっていました。今回の被害者参加制度は、私は過去の経験に基づいて、やはりバランス的には被害者も出てくるべきだと思いました。私はこの制度については、のめり込んだ覚えがあります。そういうことで弁護士として、被害者の話を聞くようになって、「あーこういうことなのだな」と思いました。

一昨年、福井で大きなコンビニ強盗殺人事件がありました。裁判員裁判が始まっています。私は裁判員裁判で、初めての被害者参加の弁護士をしました。

福井は田舎です。特に犯行地は山深く、警察の方が「強盗殺人事件が5、6年なかったよ」というような所です。深夜2時、1人勤務のコンビニ強盗です。現役のやくざ者が金に困って、1人でいるところを見計らって背後からアイスピックで18ヶ所めった刺しにして倒れたさなか、暴行の限りをして15万円あるかの金を持って逃走したという事件です。夕方、奥さんは見送り、午前3時に無惨な姿で帰ってきた。その被害者参加裁判を担当しました。当初、被害者の方は参加することに消極的でした。マスコミによって餌食にされてしまうからです。田舎でそんな事件はそうそうないため、当初から本当に大変でした。私はこういう

事件こそ、被害者参加をして被害者の思いを伝えるべきだと思い、民間の支援団体の事務局長としてお会いに行きました。被害者参加については警察からも検事からも言われているけど、これ以上かわりたくないというスタンスでした。

奥さんには2人の小さなお子さんがいます。被害者と同じ46歳。「先生、被害者参加したら絶対に死刑になりますか」と聞かれました。僕はそう簡単には答えられませんでした。被害者が1人、なおかつ、被告人はやくざでありながら前科がないのです。「死刑になるかどうかは私にはわかりません。死刑を望むあなたの気持ちはわかるけれども、私にはいま判断できません」。被害者の方は、「だからだめなんです」「どうしてですか」「被告人が恐いのです。もし無期懲役だったらどうなるのですか。ずっと刑務所にいるのですか」「そうではないと思います」と答えました。「今の現実は何釈放というのがあります」。その彼女は知っていました。「いつか戻ってくるのですよね。私は憎いですけど恐いのです。もし被告人がまた舞い戻ってきて私を見つけて逆恨みすると。先生、あなたは本当に私を、私の家族を守ってくれるのですか」。真剣に言われたとき私は答える術がなかった。警察が守ってくれるなんていい加減なことを答えられる状態じゃなかった。真剣勝負です。

2ヶ月後、彼女から電話がありました。「被害者参加をしてみます」。友だちに「もしご主人が生きていたら、いろいろなことを裁判官や裁判員に聞いてほしいよね。絶対そう思うよね。それをできるのは遺族であるあなたしかいないじゃないの」と言われました。「それを裁判員の方に聞いていただくのは私の務めだと思う。恐いという前にその務めが大事であると思って参加します」。私は被害者の思いに触れるたびに胸が震える思いでした。もちろん被告人の顔は見たくない、恐いということで遮蔽措置とかビデオリンクとか使いました。死刑を求刑しました。被害者論告もしました。思いのたけを裁判員の方に切に訴えました。検察官は無期懲役を求刑した後です。最後に私は被告人に向かって「あなたは生きている価値がない」と言いました。言った瞬間、私の背中がゾクッとしました。私は遺族ではないです。それでも被害者と一緒に毎日のように話をし、裁判に向かうことで、被害者の思いが伝わってきたのかなと思います。

最後にもう1つ、別の殺人事件の被害者参加の弁護をしました。加害者が姉の夫。被告人の姉の夫を殺害した。いわば身内の事件です。その息子の被害者参加をしました。被害者は心情意見書で死刑を求刑し

ました。私も死刑を求刑したのですがいろんな確執がありました。と言いますのもこういった事件で死刑になることは極めて難しいという話をしました。若手の勤務弁護士に量刑基準を調べるように言ったら、「いいところ16～17年ですね。15年ぐらいが相場じゃないですか。これは死刑を求刑することにどういう意味があるのですか。裁判員は逆に引くんじゃないか」。被害者の方はこう言っているだけで説得力はないのではないか、と言う議論を被害者参加人と積極的にしました。本当に刑を重たくしてもらうには死刑を求刑しない方がいいからと話をしました。被害者の方は「先生、私がおもひ死刑でなくて無期とか懲役20年を求刑するということはどういうことになるのですか。私は被告人を絶対許すことはできない。しかし、私の求刑が無期や懲役20年とかになれば、それは一部でも許したことになる。それは、私は耐えられない」と言われたのです。私はそれ以上反論する言葉がなかった。裁判員の方に、どうやって死刑が相当かということ伝えるか被害者論告の責任を負っているのですが、説明する言葉がないけれど、忠実に被害者の思いを裁判員の方に伝えようということ、まさに被害者に会うことによって勉強になりました。

今日お呼びいただいて先ほどの話を聞いて、やはり被害者こそ救われるべきだし戦うべきだと思えました。どうもありがとうございました。

死刑を存置すべき理由について

松村 龍彦

死刑廃止論者は、このようなことを言います。「生命は人の存在の根本であり、何よりも尊重されなければならない。人が人として生きること、それ自体が基本的人権である」「死刑制度は、国が人の生命そのものを奪い、その存在を永遠かつ完全に社会から排除する究極の刑罰である」と。

そうだとすると、殺人という罪については、「殺人



は、人が他人の生命そのものを奪い、その存在を永遠かつ完全に社会から排除する究極の犯罪である」と言えることとなります。

生命に究極の価値を求め、それゆえ死刑を廃止すべきとするのであれば、殺人犯も廃止、すなわち社会から退場して貰わねばならないこととなります。生命は人の存在の根本であり、何よりも尊重されなければならない、そして、人が人として生きること、それ自体が基本的人権であるとするならば、生命以外の権利が侵害された場合と生命そのものが奪われた場合とでは、その行為の持つ意味は全く異なるものであり、処遇の内容そのものを異にすべきであるというのは当然です。

死刑廃止論者が「何よりも」尊重されなければならないとするのは、おかしなことに殺人犯の生命です。「何よりも」ということは、「被害者の生命よりも」殺人犯の生命を尊重すべきということです。廃止論者は、国が人の生命を奪うのはいけないというわけですが、個人が個人の生命を奪うことはよいのでしょうか。我が国は、国民主権の下に統治が行われているのであり、死刑は国権の最高機関である国会が定めた法律に基づくものです。かたや殺人罪は法律の定めた犯罪行為であるだけでなく、太古の昔から国を問わず、人にあるまじき行為として禁じられてきた行為です。国法に、人倫に反する行為を行った犯罪者の基本的人権を善良な被害者の人権よりも尊重すべきとするのは、およそ人倫にもとる思想であると言わざるを得ません。そして、殺人犯を処罰するにあたり、無期懲役、終身刑でも足りるとする考えは、何よりも尊重されなければならない人間の生命、無残に奪われた被害者の生命を、生命以外の権利、物やお金と同列に考えるに等しく、被害者の生命を著しく軽視するものにほかなりません。

では実際に、廃止論者の言うとおりの死刑制度を廃止した場合、どうなるのかを考えてみます。

まず、過去において長期にわたり死刑制度を停止・廃止した国があったのか。これは実は我が国に実例があります。平安時代、嵯峨天皇の弘仁9年（西暦818年）の宣旨により死刑が止められてから後白河天皇の御代である保元元年（西暦1156年）に至るまで26代、339年の間死刑が行われなかった。当時の養老律令には死刑が定められていたのですが、これを適用しなかったということです。この背景には、当時の貴族が死を穢れと考え、死刑に関与したくなかったということもあるのではないかと思います。あるいは教養にすぐれた公達は卓越した人権感覚を

もっておられたのかもしれませんが。その結果、歴史の本によれば、盗賊の横行が甚だしくなり良民の苦しみは想像以上であったということです。これが武士の誕生を生み、保元の乱を経て武士が権力を持つようになり、貴族は権力を失っていったことは広く知られるところであります。

その後、我が国において死刑が廃止されたり停止されたりしたことはありません。それは300年に及ぶ検証の結果、死刑制度の停止は世を乱し、統治機構を弱体化させることが明らかになったからであると考えられます。

近年、死刑制度を停止・廃止しようという国が現れ始めているとのことですが、我が国においてはすでに死刑制度の停止が国民生活の荒廃、国家の弱体化を招くことは実証済みです。長い歴史、伝統を有する我が国においては、過去の歴史から、死刑廃止が、犯罪で処罰されることなく、また、人を殺めることもなく一生を終える大多数の国民にとって害悪でしかなく、ことを感得すべきではないでしょうか。

さらに実際に死刑を廃止した場合、受刑者は、何人殺そうとも、自然死するまで刑務所で基本的人権を享受できる上、たとえ刑務所の中で殺人行為を行おうとも、刑務所の中で安全に従前と変わらぬ生活を送ることができることとなります。刑務官や他の受刑者を何人殺害しても、「何よりも」尊重されなければならない立場に留まることができるのです。このようなことは、一般の国民感情からして許されるとは思えません。死刑の停止・廃止を求める者達は、他人の生命に重きをおかない点において、殺人犯と同様であるのではないかと考えます。

日弁連と死刑問題

松本 卓也

皆さんは、我々弁護士の職能団体である日本弁護士連合会（日弁連）が、国に対し、死刑の執行を停止するよう求めていることをご存じでしょうか。私が調べたところでは、日弁連が死刑の執行停止を言い出したのは、1993年5月6日会長談話が最初です。以後、死刑執行が行われるたびに、日弁連は会長談話や会長声明で死刑の執行停止を求めてきました。

そして、2011年10月7日には、日弁連の人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択しました。しかし、弁護士の中には、死刑の執行停止には反対である、死刑を執

行すべきだ、と考えている人はたくさんいます。そちらの方が多数だと思います。

ところが、このことを知った一般の方はどう思うでしょうか。弁護士はみんな死刑の執行停止を求めている、と思う方もいるのではないのでしょうか。これは死刑を執行すべきと考えている弁護士には迷惑です。それ以上に、個人の思想信条の自由という憲法上の自由を侵害されていると感じる弁護士もいるでしょう。こういう問題意識から、日弁連という弁護士の職能団体が、死刑の執行停止を求めることができるのか、ということを考えてみたいと思います。

弁護士が顧客から預かったお金を自分のために使ったりすると、除名などの懲戒処分を受けます。弁護士法は、この懲戒権を、法務省などの国の機関ではなく、日弁連に与えています。弁護士の団体が弁護士を懲戒するかどうかを決めることができるわけです。これは、ものすごい自治権です。法律でこういう高度な自治権を与えられているから、日弁連が行うことのできる行為は日弁連自身で決めることができる、と日弁連は考えています。こういう考え方に立つと、死刑の執行停止を求めることは、日弁連自身が決めたことだから、日弁連は当然行うことができる、ということになります。しかし、懲戒権に代表される日弁連の自治権は、あくまで弁護士個人の弁護活動のためのものであって、弁護士の組織である日弁連の活動のためのものではありません。

私は、日弁連が死刑の執行停止を求めることができるかどうかは、日弁連が強制加入団体であるという性質から考えるべきだと思います。日弁連は弁護士法により強制加入団体とされ、弁護士は日弁連に加入しないと弁護士業務を行うことができません。弁護士の職業選択の自由や結社の自由といった憲法上の自由は弁護士法で制限されているわけです。こういうことが許されるのは、日弁連という1つの団体に、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行わせることが弁護士の使命及び職責にかんがみ相当であるからです。

しかし、これを逆から言えば、日弁連が指導、連絡及び監督に関する事務から大きく離れて、構成員である弁護士の思想・信条の自由を侵害するようなこと、あるいは、侵害するおそれのあることは、日弁連の強制加入団体という性質から許されないということです。また、日弁連が対立するどちらかの立場に肩入れしてそれを推進するようなこともできないということです。

日弁連の死刑執行停止の活動は、死刑を執行すべ



きと考えている弁護士の思想・信条の自由を侵害するおそれがある行為であり、行うことはできません。また活動は、死刑を執行すべきと考えている弁護士の会費も使って行われています。こういう観点からも、行うことはできないと考えるべきです。また、先程川上先生がお話しされたとおり、平成20年12月に被害者参加制度が設けられたことから、弁護士は、被告人の辩护人として死刑判決を回避する活動をするだけではなく、ときには被害者の代理人として被告人の死刑を求める活動をしなくてはなりません。このような立場にある弁護士の団体である日弁連が、片方の立場に立って死刑の廃止について活動することは、日弁連の強制加入団体という性質に反すると思います。

なお、死刑制度には86%の国民が存置だと言っています。日弁連がこの意見に耳を傾けなければ、弁護士全体が国民、市民の信頼を失うことになりかねません。日弁連はこういうことに危機感を持つべきです。停止すべきは死刑の執行ではなく、日弁連の死刑執行の停止を求める活動の方だと私は思います。

日本における死刑の執行方法について

田島 寛之

現在日本で行われている絞首刑は、首を絞めると書くが、厳密には縊首、首つりです。絞首刑について3つの観点からお話をします。

1. 絞首刑の歴史

鎌倉・室町・江戸時代は、絞首刑の他にも磔、火あぶり、釜ゆで等の方法も採用されていました。明治3(1870)年には、死刑は2つの方法に限定されました。首切りと絞首刑です。さらに、首切りの場合、斬った首を晒す「さらし首」を加えることができました。

明治6(1873)年、絞首刑については現在と同じ首に縄をかけて下に落とす方法になりました。現在の執行方法は明治6年から基本的には変わっていま



せん。それ以前は、ケヤキの柱の前に受刑者を立たせた上で、その首に巻いた縄を柱の穴から柱の背後に回し、それに約75キロおもりをつるした後、足の下の踏板を外すというものでした。

明治13（1880）年、旧刑法制定により、死刑は絞首刑のみとされました。

2. 現在の執行方法の工夫

現在の執行方法はある工夫がされています。以前は取っ手を引っ張ると床が落ちる仕組みでしたが、現在はボタンを押すと床が開いて下に落ちる仕組みになっています。ボタンは3つついていて、刑務官の心理的負担軽減のため、どのボタンによって開いた

のかわからない仕組みになっているのです（※法務省は2010年8月に東京拘置所の刑場を公開した）。

3. 絞首刑は憲法で禁止されている残虐な刑罰か

絞首刑は憲法にいう残虐な刑罰には当たらないというのは、憲法の確定した判例です。日本の憲法は、命をもって償うしかないほど凶悪な犯罪を犯した人間に対しては、死刑にすることを認めています。その執行方法として、さきほどご紹介した、火あぶりやさらし首、釜ゆでのような派手でみせしめの意味が強いものはやりすぎなので残虐な刑罰と言えるでしょう。それに比べると絞首刑は、そこまでひどいやり方ではないと言えます。なお、絞首刑よりも穏やかな執行方法として、薬物注射の方が良いのではないかという意見もあります。

死刑廃止を主張する人の中には、死刑は残虐な刑罰だから廃止すべきだという意見がありますが、これについては、なぜ死刑判決になったのかという視点が欠けています。卑劣極まりない残虐な行為をしたから死刑判決になったのです。残虐な犯罪行為がなくなれば、死刑判決など出ないのですから、まず、残虐な犯罪行為をなくすことを考えるべきではないでしょうか。

4. 会場との討論

凶悪事件被害者の叫びと5人の弁護士の主張を踏まえて、高橋正人弁護士がコーディネーターとなって、参加者と「死刑制度」に関する活発な意見交換が行われました。議論された論点は以下の通りです。

生きて償わせる

- ・何を償うのか。いくら償ってもらっても死者（被害者）は生き返らない。だから死んで償って欲しい。
- ・遺族がどういう償いをしてほしいかということに添うのが加害者の償い方法である。
- ・被害者に加えて更にもう1人死に追いやることはないじゃないか。だから生きて償わせる。
- ・罪を犯したから罰（死刑）があるのであって、生きて償うこと自体不合理極まりない発想。生きては償えない。罪刑均衡の法則を常に守るべきだ。

個人の尊厳

- ・日弁連は、被害者加害者それぞれの個人の尊厳を尊重する社会の実現のためには、犯罪被害者に対しての手厚い支援をしていく。一方、加害者の基本的な人権擁護のための法制度の改善として死刑廃止を求めている。
- ・人を殺した加害者に尊厳なんかあるのか。命の尊厳

を訴えておきながら、加害者に死刑を求め、命を取ろうとするのは矛盾しているのか？

- ・何もしていなくても突然命を奪った行為をしたのだからその行為に対しての責任としての刑罰の死刑は当然ではないか。
- ・人の命を奪ったらやはり大切な命だから同じ命でしか償えない。
- ・人間が権利だけを求める存在ではなく、理性をもっており、自分のやったことについてはそれ相応の責任を持つ。自分のやったことが死刑に相当するものであればそれは自分の命をもって死刑を受けて責任を果たすべきだ。それが個人の尊厳を尊重した死刑制度のあり方である。

償うことと、反省することは同じことなのか

- ・本当に罪を償って反省して真人間になっているような死刑囚には、死刑執行猶予の制度を考えてくれという意見がある。しかし、犯人が反省してくれても